

県立柏崎翔洋中等教育学校 いじめ防止基本方針実践のための行動計画

この行動計画は、県立柏崎翔洋中等教育学校いじめ基本方針に沿って、学校・教職員が行っていくための具体的な方策・手立てを示すものである。

1 いじめ防止についての基本方針の解釈

(1) いじめの解釈

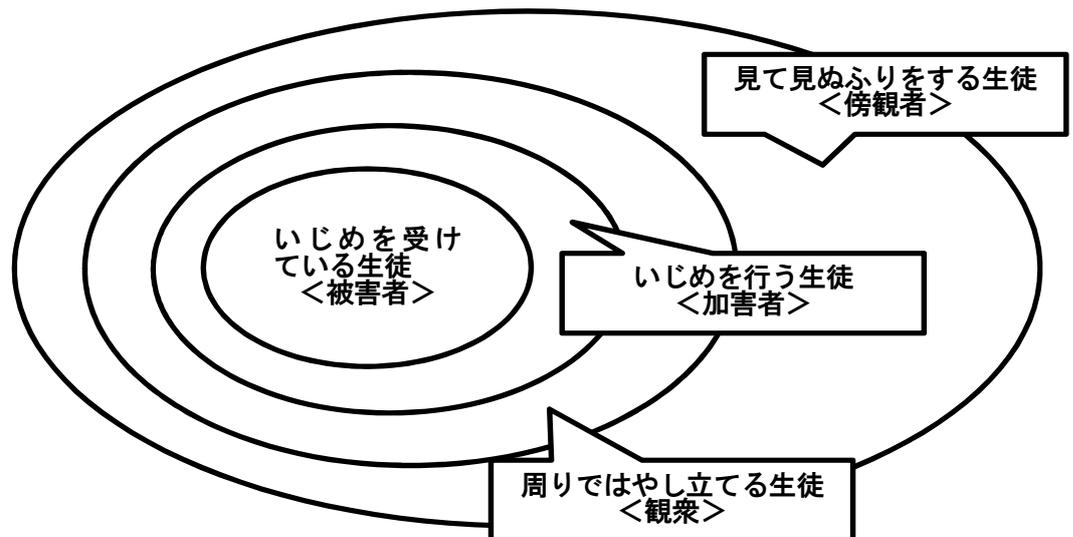
- ① 「いじめは人間として絶対に許されない」「いじめられている子どもを必ず守り通す」ということを、全教職員が共有して、組織的に対応するということ。
- ② いじめは重大な人権侵害であるとともに、暴力をふるう、金品を盗む、金品を要求する、誹謗中傷などは犯罪行為である、ということ認識して外部機関とも連携して解決を図るということ。

(2) いじめの特徴

「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうるものだ」と考えて、日々未然防止、早期発見に取り組む。

① いじめの構造

いじめは、単にいじめを受けたとされている生徒といじめを行ったとされる生徒の関係だけでとらえることはできない。いじめは下記のように、「四重構造」になっている。



観衆や傍観者の立場にいる生徒も、結果としていじめを助長していることになる。また、いじめを受けたとされる生徒との関係は、立場が逆転することもある。傍観者がいじめを抑止する「仲裁者」や、いじめを告発する「相談者」となれるような指導を行うことが大切である。

② いじめの様態

- ・ 冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間外れ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品を要求される。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

- ・ 嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ スマートフォンやパソコンを使って、インターネット上で誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ・ その他

※いじめ類似行為（インターネット上で悪口を書かれた生徒が、そのことを知らずにいる場合など）

③ いじめを受けたとされている生徒の気持ち

- ・ 自尊心を傷つけられたくない、親に心配をかけたくない、告げ口したとしてさらにいじめられるのではないかな等の不安な気持ちから、いじめられている事実を言わないことが多くなる。
- ・ 屈辱をこらえ、平静を装ったり、明るく振る舞ったりすることがある。
- ・ 「自分に原因があるから」と自分を責め、自分の存在を否定する気持ちに陥ることがある。
- ・ ストレスや欲求不満のはけ口を他の生徒に向けることがある。

④ いじめを行う生徒の気持ち

- ・ いじめていることの深刻さを認識しないで、からかいやいたずら等の遊び感覚でいじめを行う。
- ・ 自分がいじめのターゲットにならないように、いじめに加わることがある。
- ・ いじめられている側にも問題があると考え、いじめの行為を正当化して考えていることがある。

⑤ いじめの原因

- ・ 学校、家庭、地域社会にある様々な要因を背景とする、生徒のストレスのはけ口の手段。
- ・ 相手の人権への配慮に欠け、差異（個性）を柔軟に受け入れることができないこと。

2 いじめ未然防止のために

(1) いじめの防止につながる発達支持的生徒指導

- ① 安心・安全な学校づくり
- ② 倫理観、道徳観の育成
- ③ 授業中における生徒指導の充実
- ④ 学校行事
- ⑤ 教職員研修の充実

(2) いじめの未然防止教育

- ① いじめを許さない学校づくり
- ② 学級経営の充実
- ③ 生徒会活動
- ④ 情報モラル教育

3 いじめの早期発見について

(1) いじめを発見する手立て

- ① 教師と生徒との日常の交流を通じた発見
- ② 複数の教員の目による発見
- ③ アンケート調査
- ④ 教育相談体制の充実

(2) いじめを訴えることの意義と手段の周知

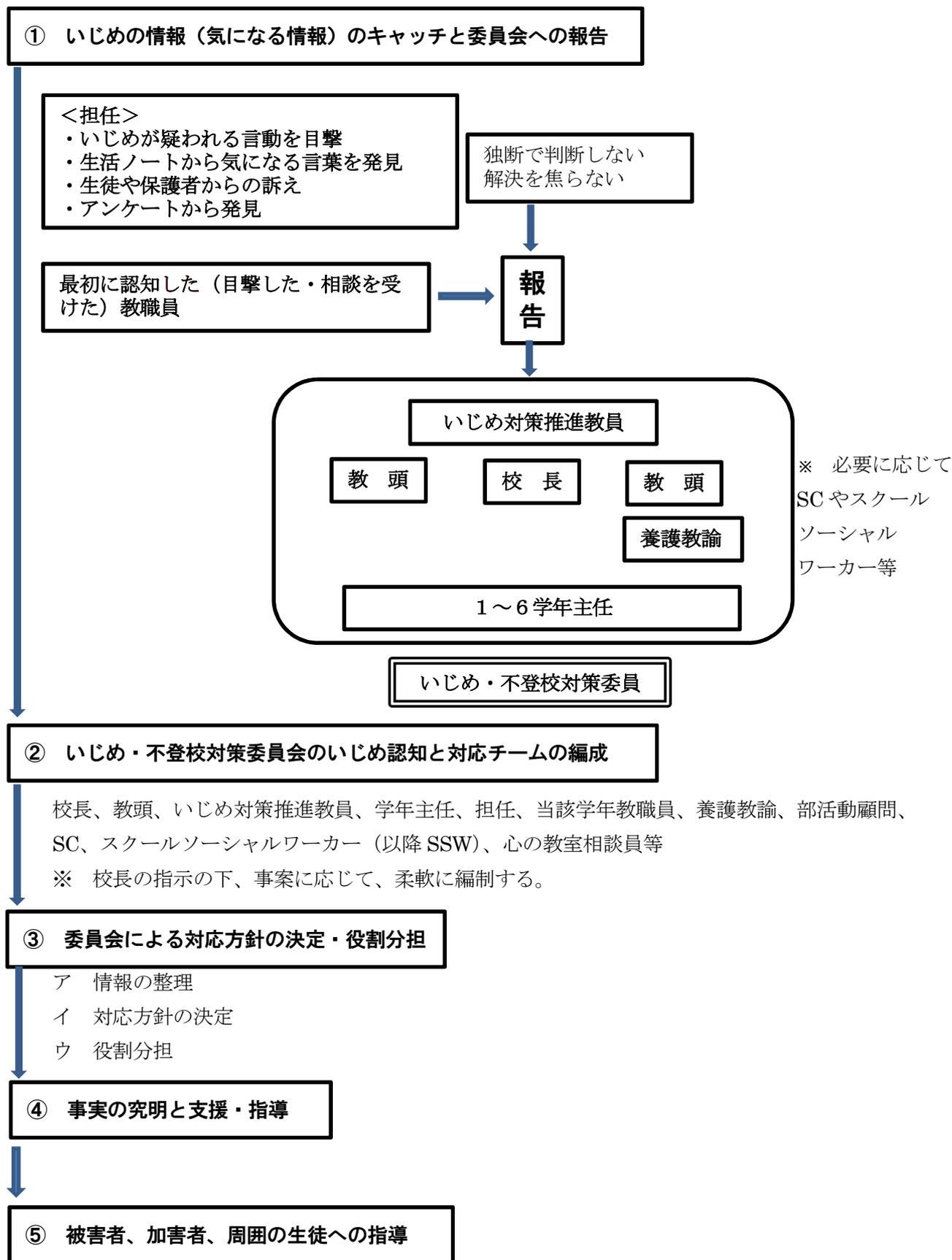
(3) 保護者や地域からの情報提供

＜県内の各種相談窓口＞

- ・ 新潟県教育委員会・生徒指導課
025-280-5124
- ・ 24時間子供SOSダイヤル
0120-0-78310
- ・ 新潟県いじめ相談電話
0258-35-3930
025-526-9378
0254-26-7509
- ・ 新潟県こころの相談ダイヤル
0570-783-025
- ・ 新潟いのちの電話(24時間365日対応)
025-288-4343
- ・ 新潟県弁護士会 子どもの権利委員会
0120-66-6310
- ・ 新潟県いじめ相談メール
ijime@mailsoudan.org

4 いじめの発見以降の対応

(1) 発見から指導、組織的対応の展開



(2) 保護者との連携

- ア いじめを受けた生徒の保護者との連携
- イ いじめを行った生徒の保護者との連携
- ウ 保護者との日常的な連携

(3) 関係機関との連携

連携を必要とする状況	関係機関
<ul style="list-style-type: none">・ いじめの発見状況を報告する。・ 対応方針について相談や指導を仰ぐ。	県教育庁・生徒指導課
<ul style="list-style-type: none">・ 指導方針や解決方法について指導助言を仰ぐ。・ 生徒や保護者への対応方法について指導助言を仰ぐ。	県教育委員会・SSW SC
<ul style="list-style-type: none">・ 重大ないじめ事案や犯罪行為が発生している。	警察
<ul style="list-style-type: none">・ いじめられた生徒が外傷や心的外傷を負っている。	医療機関
<ul style="list-style-type: none">・ 訴訟問題に発展する可能性がある。	弁護士
<ul style="list-style-type: none">・ 加害者生徒の養育や今後の支援に問題がある。	児童相談所
<ul style="list-style-type: none">・ いじめられた生徒、いじめた生徒の心のケアが必要である。	SC・SSW・心療内科等

5 いじめの解消

解消の見極め

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的・物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。少なくとも3か月を目安とする。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

①②を踏まえ、「いじめの解消」については、いじめ・不登校対策委員会で判断する。

6 重大事態への対処

基本方針にある、重大事態が発生した場合は以下のようにする。

(1) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、速やかに県教育委員会を通じて、県知事までその旨を報告する。

(2) 重大事態の調査

基本調査と詳細調査を行う。基本調査は学校が行う。詳細調査は、県いじめ防止対策等委員会、又は学校を主体とする調査委員会いずれかで調査を実施するかを県教育委員会が判断する。

なお、調査にあたっては、被害生徒及びその保護者の要望、意見を十分に聴き取る。

ア 基本調査及び報告

重大事態が発生した場合には、直ちに基本調査を実施し、その結果を県教育委員会に報告する。

イ 学校主体の調査委員会が行う詳細調査及び報告

① 基本調査結果を受け、学校主体の調査を実施するよう命じられた場合、いじめ・不登校対策委員会を活用し、第三者（外部の専門家等）を加えた組織又は、新たな調査組織（第三者調査委員会）を組織することも検討する。組織の構成については、調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

② 学校は、調査結果を県教育委員会に報告する。

(3) 調査結果の提供

県教育委員会又は学校は、基本調査、詳細調査それぞれの調査結果を、いじめを受けた児童生徒・保護者及び、いじめを行った児童生徒・保護者に対して伝える。

(4) 重大事態への対処の留意事項

ア 生徒や保護者等に不安や動揺が広がったり、事実に基づかない風評等が流れたりしないよう、心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信や個人のプライバシー保護に配慮する。

イ 生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の心情に十分配慮しながら行う。

ウ 調査結果の公表については、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童生徒やその保護者の意向、公表した場合の生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断する。公表する場合、いじめを受けた生徒・保護者及び、いじめを行った生徒・保護者に対して、公表の方針を説明し、公表の方法及び内容を確認する。

エ 調査後、当該児童生徒の状況に応じた継続的なケアを行い、いじめを受けた生徒が不登校となっている場合は、学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行う。

7 いじめ・不登校対策委員会の役割

いじめ問題の未然防止・早期発見について、教育活動全般にわたって観察監督し、ひとたびいじめ問題が起きた時は、その解決に向けて適切な対応を行い、再びいじめ問題が起きないように対策を講じていく。

